

サーバー保守契約条項

第 1 条	契約目的、契約条件
	1. 弊社製品の契約目的は、弊社の提供する取扱説明（以下「仕様」といいます）に従って、法令に基づく、税務書類の作成、財務書類の作成、会計帳簿及びその他の書類を、書面または電磁的記録によって作成し、提出することができる製品をお客様に提供することとします。 2. 本契約は、サーバー起動中、常時インターネットに接続して利用されていることを条件として第3条に定める保守サービスを提供します。甲は、あらかじめこの条件を承諾して本契約を締結するものとします。 3. 本契約は、準委任契約とします。
第 2 条	サーバー保守、月額金額の自動改定
	1. 株式会社日本デジタル研究所（以下「乙」という）は、サーバー保守契約（以下「本契約」という）にしたがって、日本国内に設置されているこの指定するサーバーに対して保守サービスを提供している限り、サーバー保守を提供します。お客様（以下「甲」という）は、本契約に従って、サーバーを良好な稼働状態に維持するため、乙のサーバー保守を利用することができます。 2. 乙は、乙の判断によりいつでもサーバーに対する保守サービスの提供を終了することができるものとします。 3. 本契約に定めるサーバーとは、乙の指定するサーバー本体とその本体に付属する装置構成部を指し、当該サーバー内に追加される拡張仮想サーバー、ファイラーサーバーまたはフロントエンドサーバーに対して同一のサーバー保守契約が適用されるものとします。但し、サーバー保守の月額金額は、追加されるサーバー数に応じて追加日の属する月の翌月から乙の定める金額に自動的に改定されるものとします。
第 3 条	サーバー保守の内容
	1. 故障等が生じ、甲から要請があった場合の非定期的な修理及び調整。 2. サーバーが正常に稼働しない等、甲から要請があったシステム上のトラブルに関する原因の診断調査、原因の切り分け、再接続、再設定サービス。 3. リモートメンテナンスサービスの提供。リモートメンテナンスサービスとは、インターネットを通して甲から乙に送信された情報からがサーバーの稼働状況を解析しその結果を甲にメール送信するとともに、乙が必要と判断する場合は電話等甲と直接連絡をとるまたは乙の技術者を派遣して復旧対応を図るサポート機能をいいます。 ① リモートメンテナンスサービスで自動送信される情報は、次の第 2 号乃至第 6 号の情報とし、ウェブサイトのアクセスログや閲覧履歴、検索履歴など甲のプライバシーに関する情報は一切送信されないとします。但し、障害発生時に甲または乙の派遣した技術者によって手動送信される場合の情報は、その都度、甲乙協議により障害解析に必要と判断する乙の同意（この場合甲のプライバシーに関する情報が含まれることがあります）を送信できるものとします。 ② ログに関する情報。内容は、正常なログ、イベントログ、エラーレポート、ネットワークに関するログ、乙の提供したソフトウェアのインストールログ、ハードウェアの診断ログ、デバイス監視ログ、セキュリティに関するファイルアクセスログ、ファイアーウォールログとします。 ③ ネットワークの設定情報及び接続情報。 ④ 乙の提供したソフトウェアに関する情報。内容は、ドライバ情報、ライセンス情報、バージョン情報、設定情報、利用情報とします。 ⑤ ハードウェアに関する情報。内容は、デバイス情報、コンポーネント情報とします。 ⑥ セキュリティに関する情報。内容は、ログイン情報、認証情報とします。 4. サーバー保守により交換された旧部品または装置の所有権は、乙に帰属するものとします。
第 4 条	提供時間
	提供時間は、原則として午前 9 時から午後 5 時までとします。但し、土曜日、日曜日、祝祭日その他乙の定める休業日は除きます。
第 5 条	制限事項
	サーバー保守には、次の各号に定めるサービスは含まれないものとします。但し、甲の要求に基づき乙が提供可能と判断した場合には、別途定める金額にて提供することができるものとします。 ① 天災地変、戦争、事故等通常使用では起こりえない原因により生じた修理及び調整。 ② 乙または乙の指定業者以外のもので提供されたサービスを原因として生じた修理及び調整。 ③ この指定がない他機器を原因として生じた修理及び調整。 ④ サーバー以外のハードウェアに対する修理及び調整並びに消耗品及びアクセサリの提供並びに修理及び調整。 ⑤ 搬入・設置・移転・撤去の作業。 ⑥ 電源、配線工事、オーバーホールまたはこれに準ずる作業。 ⑦ データの修復及びバックアップ作業。 ⑧ 甲の要求により、乙がサーバーの標準仕様を変更した場合の当該仕様変更部分。 ⑨ コンピュータウィルス等の感染を原因とする修理、修理及び調整並びに外観を著しく損なったサーバーの修復。 ⑩ インターネットの接続環境の設定、接続並びにトラブル発生原因の診断調査、原因の切り分け、再接続、再設定サービス。 ⑪ その他本契約第 3 条第 1 項乃至第 3 項以外の作業。
第 6 条	契約期間の開始日及び契約期間の起算日
	1. 契約期間の開始日は、本契約がサーバーの購入と同時に締結されたかまたはサーバーの保証期間中に締結された場合は保証期間満了日の翌日とし、保証期間経過後に締結された場合は契約締結日の属する月の翌月 1 日とする。なお、保証期間経過後に締結された場合は、契約締結日より乙との間、乙は無償にて本契約に準じたサービスを提供する場合があります。 2. 前項に定めらるいずれの場合も本契約の自動更新期限の起算日は、サーバーの購入に関する注文書に記載された納品日とします。
第 7 条	契約期間
	契約期間は、本契約に定める契約期間の開始日から 1 年間とし、更新については、契約期間満了 1 ヶ月前迄に甲、乙いずれからも書面による別段の意思表示のないときは、本契約は引き続き同一条件をもって更に 1 年間自動的に継続延長され、以後もまた同様とし、第 6 条第 2 項に定める自動更新期限の起算日から 5 年の期間満了をもって本契約は自動的に終了します。
第 8 条	支払いについて
	1. 本契約の契約金額は、1 年を単位とする年額金額とし、その支払方法は、本契約記載の月額金額に法定税率による消費税額等を加算した現金による 1 2 回の分割払いとします。 2. 支払方法は、甲が本契約締結時に既に乙に口座振替による取引を開始している場合には口座振替による支払方法とし、口座振替の取引を開始していない場合には振り込みによる支払方法とします。 3. 支払期日は、口座振替による場合は本契約の契約期間の開始日の属する月の翌月 4 日目を第 1 回目の支払期日とし、振り込みによる場合は本契約の契約期間の開始日の属する月の翌月末日を第 1 回目の支払期日とします。第 2 回目の支払期日は、口座振替による場合は第 1 回目の口座振替による支払期日の更にその翌月 4 日とし、振り込みによる場合は第 1 回目の振り込みによる支払期日の更にその翌月末日とし、以後、更新期間の支払期日も含め、毎月同様とします。 4. 月額金額は、月の初日から契約期間が開始される 1 ヶ月に満たない場合、または、月の途中で契約を解約して 1 ヶ月に満たない場合のいずれの場合も日割計算はしないものとします。それぞれ 1 ヶ月分の月額金額を支払うものとします。 5. 月額金額は、前面の社会状況または経済情勢等の著しい変動により不適当と認められる場合、乙はこれを改定することができ、甲はこれを承諾するものとします。また、本契約記載の消費税額等は、契約締結時に適用されている税率に基づき算定されたものであり、法定税率の改定その他の事由により消費税額等の算定方法に変更が生じた場合には、変更日の属する月から消費税額等は変更されるものとします。
第 9 条	乙の免責
	1. 乙は請求原因のいんにかかわらず、入力データの消失、破壊等、ハードウェア製品、ソフトウェア製品、サブライ商品、ユースウェアサービス、保守サービス、Web サービス、サポートサービスに起因して甲に生じた、通常の損害、特別の事情による損害（損害発生につき乙が予見すべきであった場合を含むものとします。）、逸失利益及び第三者からの賠償その他の請求による損害について、一切責任を負わないものとします。 2. 前項の規定は、乙に故意または重大過失がある場合には適用しないものとします。 3. 本契約のもとにおいて乙が損害賠償責任を負う場合、乙は仕様上おりでないと判断した症状の発生源となったハードウェア製品、ソフトウェア製品、サブライ商品、ユースウェアサービス、保守サービス、Web サービスまたはサポートサービスについて、それぞれ当該ハードウェア製品、当該ソフトウェア製品、当該サブライ商品、当該ユースウェアサービス、当該保守サービス、当該Web サービスまたは当該サポートサービスの見積書記載の定価に相当する額を賠償し、見積書がない場合はそれぞれの販売価額に相当する額を賠償額として賠償責任を負うものとします。
第 1 0 条	自動更新期限経過後の契約
	1. 甲は、第 6 条第 2 項に定める納品日より 5 年を経過したサーバーについても乙が保守サービスの提供を継続している場合に限り、乙と再契約を行うことにより、乙のサーバー保守を利用することができるものとします。 2. 前項の規定にかかわらず、納品後 8 年目以降は、サーバー保守の再契約はできないものとします。但し、サーバーのハードウェアに乙が乙の技術的対応を可能とする場合には、別途、修理が必要となる都度甲乙協議の上、保守の可否及び金額を決定するものとします。
第 1 1 条	本契約の自動終了
	サーバーに対する保守サービスが本契約の契約期間中に発生した場合は、本契約は自動的に終了するものとします。またこの場合、甲は予め終了を承諾しかつ乙の責任を問わないものとします。
第 1 2 条	期間の利益喪失
	1. 甲が次の各号の一に該当するときは、甲は、乙から何の通知、催告なくとも、乙に対して負担する一切の債務について、期間の利益を失うものと、乙に対し直ちにその債務を弁済しなければならないものとします。 ① 甲が乙に対する債務の 1 つでも支払義務を怠ったとき。 ② (仮) 差押え、(仮) 処分、強制執行、税等の滞納処分による差押え、担保権の実行としての競売の申立て、または破産・民事再生手続開始・会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあったとき（但し、第三債務者として (仮) 差押え等を受けた場合を除く）。 ③ 甲が振り出したまたは引き受けた手形、小切手につき不渡処分を受けるなど支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。 2. 甲が次の各号の一に該当し、乙が請求したときは、甲は、乙に対して負担する債務について直ちに期間の利益を失うものとします。 ① 前項第 1 号に定める以外で甲が本契約に違反したとき。 ② 監督官庁より営業停止または営業免許もしくはは営業登録の取消処分を受けたとき。 ③ 甲の財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき。
第 1 3 条	乙によるサーバー保守の提供停止、解除等
	甲が前条第 1 項各号または第 2 項の各号のいずれかに該当するときは、乙は、何らの通知、催告を要せず、サーバー保守の提供を停止できるほか、乙の義務の履行なくして直ちに本契約を解除することができるものとします。
第 1 4 条	甲の解約
	1. 甲は、契約更新時を除き、契約期間中、本契約を解約しないものとします。 2. サーバーのプライバシーに関する情報の提供を除き、契約期間中に本契約が解約された場合、甲は乙に対し契約期間の残期間分に対する月額金額全額を一括して乙に支払わなければならないものとします。 3. 甲がサーバーを買換え廃棄する場合あるいはサーバーを買換え第三者へ譲渡する場合、いずれの場合においても甲は解約手続を実行して乙所定の解約書を乙に交付するものとします。
第 1 5 条	その他
	1. 乙は、サーバー保守によるサーバーの稼働停止期間について賠償の責任を負わないものとします。 2. 甲は乙所定の適切なサーバーの搬入付場所を確保し、乙が適時かつ安全に保守サービスを行うことができるようにするものとします。 3. 甲はサーバー保守を受けるにあたり、甲の導入した他社製のソフトウェア及びサーバーを保護するための適切な防御措置を実施し、サーバーに記録された他社製のソフトウェア及びデータ等をサーバーから取り出し保全を図るものとします。また、甲が他社製のソフトウェア及びデータ等をサーバーに記録された状態で乙に引き渡した場合には、乙は、これらの保全の責任を負わないものとします。 4. 甲は、乙の書面による事前の同意がない場合、本契約及び本契約上の権利・義務を第三者に譲渡もしくは移転することができないものとします。
第 1 6 条	個人情報の利用目的の明示
	乙は、本契約記載の甲の個人情報、次の各号記載の利用目的に基づき収集し、利用します。 ① 甲の個人情報は、コンピュータシステムの設計、製造、販売、保守等乙の営む事業に関する製品、商品、サービス等の甲への提供のほか、これらに付関連するサービスの提供等乙の事業遂行に必要な範囲においても収集し利用されます。 ② 甲の個人情報は、航空運送事業を営む乙の連絡対象会社に関するサービスを乙から甲に提供するために収集し利用されます。 ③ 乙は、甲の個人情報を DM 等によるアンケートへのお問い合わせの方法により収集することがあります。また、修理、配送及び郵便物の発送等乙の業務の一部を外部の業者に委託することがあります。 ④ 甲の個人情報は、甲の事前の同意がある場合に限り、甲が事前に同意された第三者へ、第三者提供されます。
第 1 7 条	個人番号の取扱
	1. 本契約第 1 条及び第 2 条に定める保守契約は、甲がデータを適切に取り扱えるようハードウェア製品・ソフトウェア製品・ソフトウェア環境によって構成されるシステムに対し、保守を提供することを契約内容としており、ハードウェア製品・ソフトウェア製品・ソフトウェア環境で利用されるデータ自体は保守の対象としていない。そのため、乙は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、乙は取り扱うことができない状態を保守サービスが提供される。 2. 乙は Web オペレーションサポートを提供する。Web オペレーションサポートとは、必要に応じて甲からその都度個別の要請があった場合に、乙の担当営業またはサポートセンターに接続してコンピュータ画面を乙に公開し、コンピュータやソフトウェアのシステムについて提供説明等のサポートを受けることを内容としたサポートであり、コンピュータやソフトウェアで利用するデータ自体はサポートの対象としていない。そのため、乙は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、乙は取り扱うことができない状態で Web オペレーションサポートが提供される。 3. 乙はセンター接続のサービスを提供する。甲の障害発生時に乙の要請があり甲が乙の都度個別の承諾をした場合、乙の担当部署に接続してコンピュータ画面を乙に公開し、コンピュータやソフトウェアのシステムについてサポートを受けることを内容としたサービスであり、コンピュータやソフトウェアで利用するデータ自体はサポートの対象としていない。そのため、乙は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、乙は取り扱うことができない状態でセンター接続のサービスが提供される。 4. 甲は、リモートメンテナンスサービスとは、甲におけるハードウェア製品及びソフトウェア製品の常時安定運用を目的として、本項第 2 号乃至第 6 号に定める情報が定期に状況によっては不定期にインターネットを通して自動収集されて乙に送信され、乙が解析や原因調査を行い異常を認めた場合は速やかに甲に通知するサービスとする。なお、リモートメンテナンスサービスは、障害等の完全な原因説明まで保証するものではない。また、リモートメンテナンスサービスの自動収集送信では、スタートメニューに登録されているプログラム名を除き、甲のプライバシーに関する情報（ウェブサイトのアクセスログや閲覧履歴、検索履歴など）は送信されないものと、障害発生時に甲乙協議で必要と判断した情報を甲が手動で送信する場合は、甲のプライバシーに関する情報が含まれることもあるものとする。また、リモートメンテナンスサービスによって収集された情報は、最長でも、送信から 1 年を限度として消去されるものとする。 ① リモートメンテナンスサービスは、ハードウェア製品やソフトウェア製品のシステムに関する情報の収集送信を契約内容としており、ハードウェア製品やソフトウェア製品で利用するデータ自体は収集送信の対象としていない。そのため、乙は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、乙は取り扱うことができない状態でリモートメンテナンスサービスが提供される。 ② エラロログに関する情報。内容はイベントを記載したログ（正常なログも含まれます）、エラーレポートとする。 ③ ネットワーク構成に関する情報。内容はネットワーク設定情報、ネットワークに関するログとする。 ④ ソフトウェアに関する情報。内容はドライバとシステムの情報、バージョン情報、JDL サービスウェアライセンスの情報、システム・アプリケーションの設定情報、スタートメニューに登録されているプログラム情報 ⑤ ハードウェアに関する情報。内容はインストールされているデバイスやコンポーネントの情報、診断ログ、デバイス監視ログとする。 ⑥ セキュリティに関する情報。内容はウイルス対策ソフトに関する情報、システム上のログイン情報、アクセスログ情報、フィルタログ、ネットワーク接続やシステム認証のセキュリティ情報とします。
第 1 8 条	反社会的勢力の排除等
	1. 本契約において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等極端な言動、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます。 2. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、現時点及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約します。 ① 自己又は自己の役員（名称を問わず経営に実質的に関与している者をいいます）若しくは自己の社員が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。 ② 反社会的勢力が実質的に経営を支配していること。 ③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。 ④ 反社会的勢力に対し、賞金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること。 ⑤ 反社会的勢力が社会的に非難されるべき関係を有すること。 3. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自己若しくは自己の社員又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約します。 ① 暴力的な要求行為。 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。 ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。 ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。 ⑤ その他前各号に準ずる行為。 4. 甲又は乙が前 2 項に違反した場合、相手方は何らの催告を要しないで、本契約を解除することができるものとします。 5. 前項の場合、解除は解除により生じる損害について、解除を行なった者に対し一切の請求を行わず、解除を行なった者は何らの賠償責任を負わないものとします。また、解除を行なった者は、解除により生じる損害について、解除された者に対し賠償を請求できるものとします。
第 1 9 条	合意管轄
	本契約に関連、付随して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所（簡易裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。